

信濃毎日新聞・3月2日(金)より

▼大町市が芸術祭実行委負担金追認求める

大町市は1日、2015年度市議会9月定例会が可決した「信濃大町食とアートの廻廊(かいろ) 実行委員会(現北アルプス国際芸術祭実行委員会)への負担金800万円の支出について追認を求める議案を、開会中の市議会3月定例会に追加提出した。

15年の議案可決後に牛越徹市長が実行委員長に就任したことで、実行委への負担金の支出が、民法の禁じる「双方代理」に該当する疑いが生じたため。市は「追認されれば、双方の代表が牛越市長と了承した上での支出となり、双方代理の疑義は解消される」としている。

市は「追認を求める議案提出は初」としている。市が実行委に支出した負担金を巡っては、一部を違法として、市民2人が牛越市長と実行委に損害賠償を求めて提訴し、長野地裁で係争中で、双方代理は争点の一つになっている。

大系タイムス・3月2日(金)より

芸術関連支出で追認議案

大町市 民法抵触の疑義解消へ

大町市は、1日の市議会3月定例会本会議に、平成27年9月の議会臨時会の議決を経て支出した、信濃大町食とアートの廻廊実行委員会と、信濃大町アーティスト・イン・レジデンス事業推進協議会に対する負担金について追認を求める追加議案を提出した。

両団体に対する支出負担行為は、同実行委

が27年11月8日付で800万円、同協議会が同年10月28日付で1245万円。いずれも、牛越徹市長が代表を務める両団体に対し、市が支出したもの。市によると、この行為を贈与契約と解釈された場合、双方代理の禁止を規定する民法108条に触れる可能性があるという。契約時にさかのぼり負担金支出について議会で認めてもらうことができれば(追認議決)、疑義を解消された判例もあることから、今回の議案提出となった。同議案は常任委員会に付託された。

市は、芸術祭を巡る違法な公金支出があったとして、市民2人から損害賠償するよう求める住民訴訟を起こされており、同実行委への800万円の負担支出などが争点となっている。